

# 東法連ニュース

2017年  
(平成29年)  
10月号  
第380号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

## 平成30年度税制改正に関する提言まとめまる



あいさつする  
小林栄三会長

法人会の平成30年度税制改正に関する提言が、9月

21日の全法連理事会で承認された。東法連では、9月11日開催の理事会で原案を説明するとともに、10月の全国大会以降、実現を目指して東法連、各単位会とも積極的な要望活動を展開していくことが承認された。提言では、「基本的な課題」として「工税・財政改革のあり方」で、

1. 財政健全化に向けてと題し、「財政健全化は国家的課題であり、歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に



税制改正要望の報告を受ける東法連理事会

税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示

し、着実に改革を実行するよう求める。」としている。

また、2. 社会保障制度に関する基本的な考え方では、「団塊の世代すべてが後期高齢者となる『2025年問題』がクローズアップされるように、医療と介護の給付急増が見込まれる。これを『重点化・効率化』によって可能な限り抑制し、かつ適正な『負担』を確保していかなければ、社会保障が立ち行かなくなる。」としている。

### 消費税の軽減税率は問題多く10%までは単一税率が望ましい

消費税引き上げに伴う措置では、「税率10%程度までは単一税率が望ましい。軽減税率は事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、税務執行コスト、税収確保などの観点から極めて問題が多い。」としている。

また、税率引き上げに向けては、「現在施行されている『消費税転嫁対策特別措置法』の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとる

べきである。」としている。

### 法人実効税率の更なる引き下げも視野に入れる必要がある

「II 経済活性化と中小企業対策」では、法人実効税率について、「OECD加盟国やアジア主要国と比較すると我が国の税率水準は依然として高い。一般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。」としている。

また、中小企業の活性化に資する税制措置では、「中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。」ことを求めている。

事業承継税制の拡充では、「中小企業が相続税の負担等により事業が継続できなければ、我が国経済社会の根幹が揺らぐ。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化がなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。」としている。

なお、提言全文は、全法連ホームページに掲載されている。

## 新専務理事に田中光史氏

### 東法連臨時総会・理事会



田中光史新専務理事

東法連臨時  
総会が9月11  
日、全法連会  
館で開催され、  
田中光史氏を

国税庁徴収部長を最後に退官、福  
島県出身、58歳。

理事に選任するとともに、麹町法  
人会と丸の内法人会合併の報告が  
あった。

その他、理事会では、平成30年  
度税制改正に関する提言及び提言  
活動の説明、「ふやそう2万社G  
OGOキャンペーン」の進捗状況  
等の報告があった。

事を選任した。

田中新専務は、  
昭和57年に国税  
庁入庁。本年7月

## 局調査部所管法人向け 内部管理統制セミナーを開催

### 講師はインターリスクリスク総研・高橋敦司氏



講演する高橋敦司氏

東法連は9  
月8日、TK  
P 東京駅大手  
町カンファレ  
ンスセンター

グループ内部統制システム強化のポ  
イント」と題し講演した。

で局調査部所管法人向け内部管理  
統制セミナーを開催した。当日は、  
各単位会から会員、一般の方々な  
ど合わせて約170人が参加した。

講演では、  
グループ会  
社による不  
祥事がグル  
ープ経営に  
与える影響  
が大きいこ



熱心に聴講する参加者

講師は(株)インタ  
リスクリスク総研上席  
コンサルタントの  
高橋敦司氏で、「グ

## 各会の会員増強に活用 組織拡大強化マニュアルを作成

### 東法連組織拡大強化特別委員会



あいさつする  
柳田道康委員長

東法連は、

第9回組織拡  
大強化特別委  
員会(柳田道  
康委員長・澁

などで、このマニュアルを用いた  
東法連担当者による研修なども行  
っている。

「全法連の事業計画」では、「役  
員一人一社以上獲得」目標が紹介  
された。これは、昨年度の全国の  
会員数が80万社を下回ったことか  
ら、会員減少に歯止めをかけるた  
め、最大限の努力を行い、前年以  
上の会員数確保を目指すというも  
のである。現在年間入会者数は約  
2万社であり、仮に全国の役員1  
万9千人が一人一社獲得すれば、  
3万9千社の入会者数となり、年  
間退会者数が3万3千社(平成28  
年度)であることから、十分会員  
数の増加が見込めることとなる。

とを事例を基に説明があり、グル  
ープ内部統制の必要性を強調した。  
内部統制の推進には親会社による  
グループ全体のリスクマネジメン  
ト体制の構築・運用が必要であり、  
取り組みのプロセスでは、「リス

クの洗い出し」、「リスクの分析」、  
「リスクの評価」、「リスク対策の  
検討・実施」を行い、モニタリン  
グにより進捗状況を確認し、課題  
を整理して改善していく必要があ  
るとの説明があった。

「組織拡大強化における現状と  
課題」では、4月に各法人会へ配  
布した組織拡大強化マニュアルに  
ついて、役員が特に必要とする部  
分を抜粋した「役員版」の紹介が  
あった。これには、各法人会固有  
の事柄を盛り込んでおり、各法

### 組織拡大強化特別委員会

敬称略・法人会名簿順  
( )内は所属法人会名

委員長	柳田 道康	(渋谷)
委員	出井 久之	(麴町)
	齋藤 明人	(芝)
	加藤 高身	(本郷)
	我妻 和芳	(品川)
	下村 博	(荏原)
	井上 雅雄	(大森)
	金山 宏	(雪谷)
	伴 良二	(蒲田)
	金子健太郎	(北沢)
	森 栄	(玉川)
	宮島 茂明	(中野)
	田中 晴弘	(荻窪)
	高橋 利充	(練馬西)
	南山 幸弘	(豊島)
	水越 乙彦	(王子)
	近藤 俊彦	(足立)
	菅原 芳一	(本所)
	山浦 真一	(向島)
	高橋 芳久	(江戸川北)
	山本 和夫	(江戸川南)
	庄司 良雄	(江東西)
	岩田 利夫	(日野)
	安保 満	(立川)
	安藤謙一郎	(青連協・八王子)
	森永 鈴江	(女連協・豊島)

### 広報委員会

敬称略・法人会名簿順  
( )内は所属法人会名

委員長	渡邊 省吾	(江東西)
副委員長	小宮山 宜克	(大森)
	古澤 孝	(新宿)
委員	大島 博	(日本橋)
	脇村 孝友	(京橋)
	佐久間 克文	(芝)
	五十嵐 正樹	(本郷)
	大石 哲也	(品川)
	深尾 マリ子	(蒲田)
	野口 明	(渋谷)
	森永 伸博	(荒川)
	小川 節子	(西新井)
	宮下 仁志	(葛飾)
	溝呂木 真	(江東東)
	小林 和人	(青梅)
	萩生田 よし子	(日野)



あいざつする  
渡邊省吾委員長

## 「税を考える週間」にJR線まど上広告 確定申告期に都営地下鉄ドア横広告

### 東法連広報委員会

東法連は広報委員会(渡邊省吾委員長・江)

吾委員長・江

東西法人会会

長)を9月4

日全法連会館

で開催し、平

成29年度における広報活動の詳細を決定した。

「税を考える週間」には昨年同様JR線車内まど上広告を、確定申告期には、都営地下鉄ドア横(大江戸線はまど上)広告を行うことになった。また、単体会が行っている広報活動について意見交換を行った。

JR線車内まど上広告は、「税を考える週間」のPRを兼ねた法人会の知名度向上を図るため、毎年1都6県(東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬)の法人会連合会が合同で実施している。掲出期間は11月6日から同月19日の14日間で、(一部の路線は11月1日から1カ月間)山手線、中央線、京浜東北線など首都圏のJR線車内まど上に掲出する。掲出素材は、全法連作成の平成29年度版法人会ポスターを横版に変更し、「税を考える週間11月11日~17日」の文字を加えたもの。なお、この期間には全法連が全国紙に、各県連が地方紙に法人会の

広告記事を掲載する予定であり、相乗効果が期待できる。また、都営地下鉄線ドア横広告は、e-TaxのPRを兼ねた確定申告期の来年2月に行う。実施路線は浅草線、三田線、新宿線、大江戸線の4路線で、大江戸線は空きが無いため、まど上広告となる見込みである。



法人会JR線まど上ポスター

### JR線車内広告掲出日程

- (1) 掲出期間：3線群(下記 アイウ)11月6日(月)~11月19日(日)  
湘南新宿・上野東京ライン・常磐線中距離電車  
(下記 エオ)11月1日(水)~11月30日(木)
- (2) 掲出場所：車両内まど上
- (3) 掲出路線
  - ア. 京浜東北線群(京浜東北線、根岸線、横浜線、南武線、鶴見線、相模線、埼京線、りんかい線)
  - イ. 山手線群(山手線、常磐線快速・成田線、常磐線各駅停車・地下鉄千代田線直通)
  - ウ. 中央線群(中央線快速、中央総武線各駅停車、京葉線、青梅線、五日市線、武蔵野線)
  - エ. 湘南新宿ライン・上野東京ライン(宇都宮線・高崎線を含む)
  - オ. 常磐線中距離電車
- (4) 掲出車両数：7,500両(1両1枚・10両編成の場合10枚)

## 新規共益事業 家賃保証制度の導入などを決定

東法連厚生共益事業委員会



あいさつする  
松本光史委員長

東法連第1  
回厚生共益事  
業委員会(松  
本光史委員  
長・江東東法

貸與人または不動産管理会社に代わり入居者への督促、法的対応等を行い、未納の場合は保証機関が代位弁済するものである。

保証範囲は賃料、共益費に加え、光熱費などの変動費、現状回復費用、回収督促、法的費用が含まれる。保証料は原則テナントが支払う。

貸與人や不動産管理会社は、保証料の負担なく滞納リスクに備えることができ、回収業務の負担も大幅に軽減される。また、月額賃料の24か月分まで保証されるため、高額な保証金をテナントから預か

人(会長)が、8月30日、全法連会館で開催され、新規共益事業として「家賃保証制度」、「BMW JAPAN優待プログラム」について審議し、導入を決定するとともに、「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の進捗状況について報告があった。

貸與人・テナント双方に  
メリットのある制度

### 厚生共益事業委員会

敬称略・法人会名簿順  
( )内は所属法人会名

- 委員長**  
松本 光史 (江東東)
- 副委員長**  
広瀬 淡 (北沢)  
相原 光良 (練馬東)
- 委員**  
瀬谷 達郎 (麹町)  
長谷川博司 (神田)  
片岡 雅敦 (麻布)  
山下慎一郎 (品川)  
勝山 宏則 (荏原)  
醍醐 正明 (雪谷)  
倉持 三夫 (目黒)  
鈴木 但 (豊島)  
酒井 克昌 (王子)  
高橋 則子 (向島)  
遠藤 廣吉 (江戸川北)  
杉浦 隆 (町田)  
井上 嘉明 (東村山)
- 特別委員**  
小池 道子 (青連協・練馬西)

「家賃保証制度」は、テナントの賃料滞納が発生した場合に、

必要がなく、入居率の向上が見込める。

テナントは、保証料の負担はあ

るものの、高額な保証金を用意する必要がないため、初期費用を削減できる。貸與人・テナント双方にとってメリットのある制度である。

### BWJが8%割引

「BMW JAPAN優待プログラム」は、法人会会員限定の制度で、車両本体価格から8%割引される。

このプログラムを利用するためには、①東法連会員専用ホームページ内のBMW Jサイトへ各種情報を入力、②所属法人会が発行する「会員確認書」を、都内BMW正規ディーラーへ提出し商談を進める。

### ふやそう2万社GOGOキャンペーン

7月末進捗率は26.6%

「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」について、東法連の年間目標、

新規加入企業数4059社に対し、年間の3分の1を経過した7月末現在、1080社で、進捗率26.6%であるとの報告があった。これは、4月の保険料値上げの影響があったもので、4～6月決算では、各保険会社は軒並み減収となっている。下半期に期待したい。なお、全法連の年間目標26511社に対しては7978社で、進捗率30.1%である。

### 家賃保証制度の保証内容

項目	内容
対象	事業用物件
審査	保証会社の審査による
保証期間	入居(保証開始)～退去(解約・明渡し) ※初回契約から2年間、以後2年毎の自動更新
保証範囲	①月額賃料等(賃料・共益費・月額固定費用) ②変動費(光熱費) ③原状回復費用 ④回収督促・その他法的手続き費用 ※違約金は対象外
保証限度額	上記① 月額賃料の24ヵ月分相当額 上記② 30,000円/月 上記③ 賃料等4ヵ月分
保証料	初回保証料 月額賃料×80% 更新保証料 月額賃料×30% ※2年自動更新
業務委託料	月額賃料×7%(税込) 初回のみ支払
その他	自然人(≠賃借人の代表取締役)の連帯保証1名必要

※制度設計：三井住友海上火災保険株式会社 保証：株式会社イントラスト